

福岡県のみなさまへ

3年間

# 地域の皆さんによる 里山林保全管理活動を支援します

荒れている里山林の手入れや機能の維持・保全活動を行いたい  
高密に侵入したモウソウチクや笹などを除去したい  
薪やシイタケ原木など地域の資源を活用して山村を活性化したい

地域環境保全タイプ  
(里山林保全)



里山林の機能を維持するための活動  
風倒木や枯損木の除去活動

▷交付単価最大 12 万円 /ha

地域環境保全タイプ  
(侵入竹除去・竹林整備)



侵入竹除去

荒廃竹林の整備活動

▷交付単価最大 28.5 万円 /ha

森林資源利用タイプ



集落周辺の広葉樹等の伐採、  
搬出活動等

▷交付単価最大 12 万円 /ha

このほか、活動に必要な機材及び資材の購入等を一部支援します

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

福岡県地域協議会（福岡県森林組合連合会）

TEL 092-712-2171



# 支援対象活動と支援内容

支援期間は6月末～  
翌年の1月末までです

## 対象活動

雑草木・竹の刈払い・風倒木・枯損木の除去・集積・処理  
地拵え・植栽・播種・施肥・不要萌芽の除去

これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習

## 支援内容

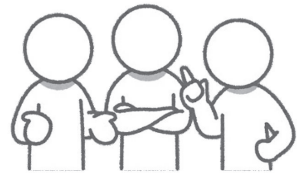
人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・なた・のこぎり等の消耗品

※申請に係る経費は支援対象外です

# 申請から活動終了までの流れ

## 申請

参加者を募り、どのような森づくりや活動をしたいか話し合います。



森林所有者の同意を得て協定（期間3年以上）を結びます。  
活動地が本交付金の要件（地目は山林か、面積は0.1ha以上あるかどうか等）を満たすか確認します。



国の実施要領を参考に3年間の活動計画書を作成します。

申請書類を揃え、福岡県地域協議会へ提出します（4月末締切）  
申請書類は地域協議会ホームページからダウンロードできます。



## 活動～報告

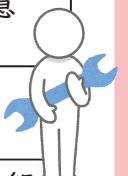
申請した活動計画に基づき活動を開始します。  
安全講習会、目標達成度を測るためのモニタリング調査の実施が義務付けられています。

日報、日々の活動写真、活動に要した経費の領収書等を報告書類として記録・管理します。

1月末を目処に活動を終了し、実施状況報告書を提出します。  
※活動が1月より前に終了した場合はこの限りではありません

報告書類及び現地の実施状況確認後、交付金が支払われます。

日々の活動写真は忘れずに撮りましょう。  
協議会が開催する事務処理研修会などで留意点を確認しましょう。



1年目・2年目の活動組織は、次年度の活動に向けて、活動計画書の見直し等を検討します。